別添112　後付消音器の技術基準

Ⅰ　全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）に備える後付消音器（次に掲げる消音器以外の消音器をいう。以下同じ。）であって、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める測定方法により測定した加速走行騒音を有効に防止するものに適用する。

(1) 指定自動車等に備えられている消音器

(2) 次の自動車に備える消音器

①　乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車

②　大型特殊自動車

③　小型特殊自動車

2.　全開加速走行騒音有効防止後付消音器の区分

全開加速走行騒音有効防止後付消音器を次のとおり区分する。

(1) 第一種後付消音器

第二種後付消音器以外の後付消音器をいう。

(2) 第二種後付消音器

後付消音器のうち、指定自動車等に備えられている消音器と同一の構造を有し、かつ、同一の範囲の自動車等の同一の位置に備えられるものをいう。

3.　第一種後付消音器の騒音防止性能試験

第一種後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

(1) 第118条第１項第４号（一般原動機付自転車にあっては、第268条第１項第４号）の基準に適合すること。

(2) 別添40「加速走行騒音の測定方法」に定めるところにより測定した加速走行騒音をdBで表した値が、82dB（一般原動機付自転車にあっては79dB）を超える騒音を発しない構造であること。

4.　第二種後付消音器の騒音防止性能試験

第二種後付消音器の騒音防止性能試験は、3.に定める方法に準ずる方法により行う。この場合において、当該試験を行う後付消音器が、指定自動車等に備える消音器と同一の構造を有し、かつ、同一の範囲の自動車等の同一の位置に備えられるものであることを、それぞれの消音器の外観及び内部構造並びに材質等を目視により確認することをもって、当該試験の実施に代えることができる。

5.　表示

この基準に適合することが保証された後付消音器に対しては、別記様式に定めるとこ

ろにより性能等確認済表示を行う。

別記様式

1.　第一種後付消音器の性能等確認済表示

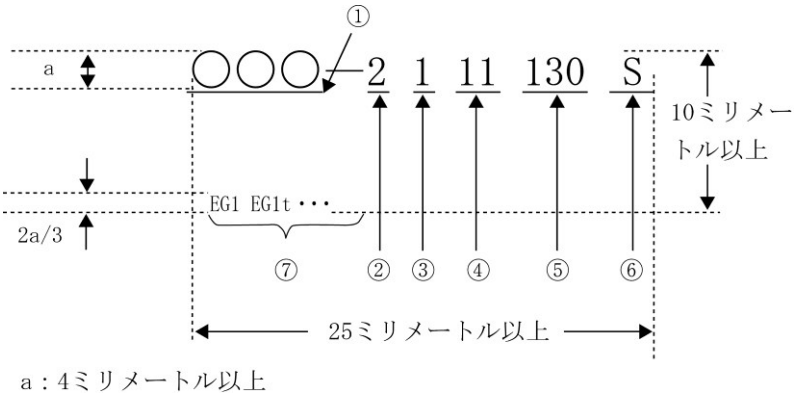

a：4ミリメートル以上

①　性能等を確認した機関等の略称（アルファベット）
（後付消音器に付される識別番号（7桁以上の数字））

②　識別番号　1桁目　後付消音器の個数

③　識別番号　2桁目　触媒の有無（1：触媒付、0：触媒なし）

④　識別番号　3・4桁目　性能等を確認した年（西暦）の下2桁（例えば、西暦2011年は「11」）

⑤　識別番号　5桁目以降　性能等を確認した機関等が定める識別番号（3桁以上の数字）
（加速走行騒音の値に係る記号）

⑥　アルファベット「S」（加速走行騒音の値が、次の表に掲げる値を超えないとき）
（後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式）

⑦　原動機型式　後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式（過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。）

表

自　動　車　等　の　種　別		加速走行騒音の値
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。）を除く。）	車両総重量が3.5トン以下のもの	76dB
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）		
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）		73dB
一般原動機付自転車		71dB

2. 第二種後付消音器の性能等確認済表示

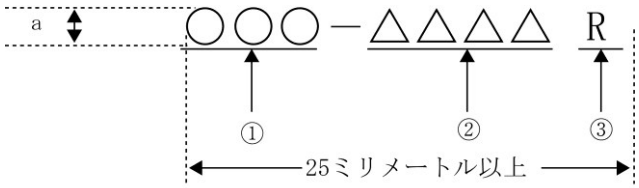

a：4ミリメートル以上

① 性能等を確認した機関等の略称（アルファベット）

② 第二種後付消音器の製作者の商標又は商号

③ アルファベット「R」

Ⅱ　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1.　適用範囲

この技術基準は、新たに運行の用に供しようとする際に細目告示第40条第1項第4号、第5号、第118条第1項第3号イ若しくはロの規定が適用される自動車又は細目告示第252条第1項第3号若しくは細目告示第268条第1項第3号の規定が適用される一般原動機付自転車に備える後付消音器（次に掲げる消音器以外の消音器をいう。以下同じ。）であって、協定規則第41号又は第51号に定める方法により測定された加速走行騒音を有効に防止するものに適用する。

(1) 指定自動車等に備えられている消音器

(2) 次の自動車に備える消音器

①　側車付二輪自動車

②　三輪自動車

③　大型特殊自動車

④　小型特殊自動車

2.　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

2.1.　第1節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の①又は②に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

(1) 協定規則第41号の規則6.2.、6.3.及び6.4.に適合すること。

(2) 協定規則第51号の規則6.2.2.、6.2.3.及び6.3.に適合すること。

2.2.　第2節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の①又は②に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

(1) 協定規則第41号の規則6.2.に適合すること。この場合において、使用変速段は、協定規則第41号の附則3の規則3.2.(a)の変速段とし、使用レンジ・モードは、市街地走行時に通常使用されるレンジ・モードとすることができる。ただし、試験路及び測定場所は、協定規則第41号の附則3の規則1.2.1.の規定にかかわらず、別添40「加速走行騒音の測定方法」に規定する試験路及び測定場所とし、試験速度は、協定規則第41号の附則3の規則1.3.3.1.1.及び1.3.3.3.1.1.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則2.13.に規定するAA'における試験自動車の速度を協定規則第41号の附則3の3.2.(c)の速度とし、計測値の取扱いは、次のとおりとすることができる。

①　協定規則第41号の附則3の規則1.4.1.及び1.4.2.3.の規定にかかわらず、計測は2

回行う。ただし、2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。

② $a_{wot,(i)}$の値は、協定規則第41号の附則3の規則1.4.2.3.の規定にかかわらず、$a_{wot,(i)}$＝（1／2）×（$a_{wot,(i),1}$＋$a_{wot,(i),2}$）とする。

③ $L_{mode,(i),side}$の値は、協定規則第41号の附則3の規則1.4.5.の規定にかかわらず、$L_{mode,(i),side}$＝（1／2）×（$L_{mode,(i),side,1}$＋$L_{mode,(i),side,2}$）とする。

(2) 協定規則第51号の規則6.2.2.に適合すること。

3. 表示

この基準に適合することが保証された後付消音器に対しては、別記様式に定めるところにより性能等確認済表示を行う。

別記様式

1. 市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の性能等確認済表示

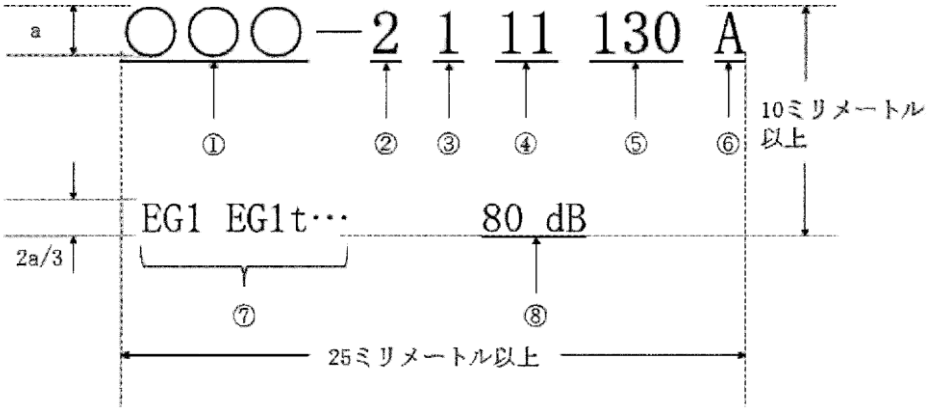

a：4ミリメートル以上

① 性能等を確認した機関等の略称（アルファベット）
（後付消音器に付される識別番号（7桁以上の数字））

② 識別番号　1桁目　後付消音器の個数

③ 識別番号　2桁目　触媒の有無（1：触媒付、0：触媒なし）

④ 識別番号　3・4桁目　性能等を確認した年（西暦）の下2桁（例えば、西暦2016年は「16」）

⑤ 識別番号　5桁目以降　性能等を確認した機関等が定める識別番号(3桁以上の数字)
（加速走行騒音の値に係る記号）

⑥ アルファベット「A」(2.1.①又は②を満たすものであるとき)
アルファベット「P」(2.2.①又は②を満たすものであるとき)
（後付消音器を取り付けることができる自動車等の原動機型式）

⑦ 原動機型式　後付消音器を取り付けることができる自動車等が備える原動機の型式(過給器付き原動機は末尾にアルファベット「t」を付す。)
（後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値）

⑧ 近接排気騒音値（dB）　後付消音器を取り付けた際の近接排気騒音値